栗山町ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 栗山町ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その 広告表現について、栗山町広告掲載要綱(平成19年告示第81号。)及び栗山町広告掲 載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次 に定める事項を遵守しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に 誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

「 x 」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

アラートマーク (警告を発しているかのように見えるもの)

ラジオボタン(選択が可能なように見えるもの)

テキストボックス(入力できるように見えるもの)

プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

GIF アニメーション

(町ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの

「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など町政を連想させる分野において 一般的な表現を用いるなど、利用者が栗山町の事業であると錯誤しやすいもの

事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のあ る画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくす るよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにし なければならない。